

顧問に関する規程

平成 24 年 7 月 1 日
規程 24 第 6 号

(目的)

第 1 条 この規程は、独立行政法人中小企業基盤整備機構組織規程（規程 16 第 2 号）第 9 条の 3 に規定する顧問に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(委嘱)

第 2 条 理事長は、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）の運営に関する重要事項につき、必要に応じ意見を求めるため、顧問を委嘱することができる。

(職務)

第 3 条 顧問は、機構の運営に関し、理事長の諮問に応じ審議し、又は意見を具申する。

(任期)

第 4 条 顧問の任期は 1 年とする。
2 顧問は、再任されることができる。

(報酬)

第 5 条 顧問は無報酬とする。

(旅費)

第 6 条 顧問が理事長の命により出張するときは、旅費を支給する。
2 前項の規定により支給する旅費は、独立行政法人中小企業基盤整備機構旅費規程（規程 16 第 12 号）の規定を準用するものとする。

附 則

この規程は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。